

# 第 1 問 答案用紙< 1 > ( 租 税 法 )

## 問題 1

### 問 1

「無償による資産の譲受け」(法人税法22条2項)とは異なり、本件のようないわば無償による役務の受領については、あらためて益金に加算する必要はない。これは、支出すべき費用が減少し、その分だけ課税所得が増加することから、その経済的利益を益金とする必要はないことによる。従って、特段の税務調整は不要である。

### 問 2

「益金の額」(法人税法22条2項)は、不法・無効な収益を排除するものではない。本件利息制限法に違反する利息部分については、私法上、履行を請求できない債権ではあるが、A社が一旦これを受領することによって、かかる利得を現実に管理支配し、自由に処分できる状態になり、収益が実現したと評価することができる。従って、本件A社の処理は許される。

### 問 3

本件電気料金の過大支払は、その当時、両会社ともに誤りの事実を認識しておらず、また、これが発覚した後もその正確な金額は不明であったというのであるから、合意の成立という新たな事実の発生によって、収益が実現したと見るべきである。従って、平成22事業年度の益金の額に算入すべきである。

### 問 4

Bの受け取った退職金は、退職所得にはあたらず、「賞与」であり給与所得(所得税法28条1項)に該当する。退職所得(同法30条1項)は、退職すなわち勤務関係の終了という事実によって初めて給付されることを要件とするが、退職金の受領後もA社とBらの雇用関係は従前の通り継続していたというのであり、退職の事実そのものが認められないからである。

第 1 問 答案用紙 < 2 >  
( 租 税 法 )

問題 2

番号	× 欄	記述欄
	×	職務執行の対価の額250万円を平成19事業年度の損金の額に算入することは出 来ない。法人税法54条1項は、個人からの役務の対価として新株予約権を発行し た場合、その個人において、給与等課税事由が生じた時点(具体的には、権利行 使時点)において、その役務の提供を受けたものとして扱うものと定めている。
		証券取引所の開設する市場における自己株式の購入については、みなし配当課税 の適用外である(所得税法25条1項四号括弧書き)。これは、株主が、株式の購入 者がA社であることを予見することができないからである。
	×	役員に対して付与された新株予約権の行使により受けた経済的利益は、給与所得 として課税される(所得税法28条1項)。経済的利益の額は、権利行使の株式の 時価900万円から権利行使価額300万円を控除した残額の600万円となる。
		税制適格でない新株予約権の付与にかかる経済的利益については、源泉徴収義務 者であるA社が、Bより所得税を源泉徴収し、納付する義務がある(所得税法183 条)。

## 第2問 答案用紙<1>

### (租税法)

#### 問題1

解答に当たっての注意事項：

- (1) 各行ごとに、加算及び減算すべき金額があるときは、相殺して純額で記入しなさい。  
 (2) 加算及び減算すべき金額が共に生じない場合は、加算すべき金額の欄に0(ゼロ)を明記しなさい。  
 (単位：円)

当期利益の額	2,140,000,000		
		加算すべき金額	減算すべき金額
(工事契約について)			
A 工事		145,000,000	
B 工事		0	
C 工事		180,000,000	
D 工事		0	
(受取配当金について)			
みなし配当の額	1,500,000		
益金不算入額			
関係法人株式等			7,650,000
その他の株式			2,150,000
(租税公課について)			
前期分法人税等 (6月25日納付分)			251,300,000
中間分法人税等 (9月30日計上及び 11月25日納付分)	580,600,000		
未払法人税等の戻入れ (3月31日計上分)			3,030,000
確定分法人税等 (3月31日計上分)	1,036,000,000		
源泉所得税・住民税利子割	2,550,000		
租税公課勘定((2)の事項)	5,200,000		

## 第2問 答案用紙<2>

### (租税法)

	加算すべき金額	減算すべき金額
(減価償却資産の償却費について)		
建    物	391,000	
機 械 装 置	157,111	
車両運搬具	196,000	
器 具 備 品	50,000	
(リース取引について)	3,600,000	
(交際費等について)		
交際費等の損金不算入額	24,950,000	
その他の調整		250,000
(役員退職慰労引当金について)	12,000,000	
(貸倒損失及び貸倒引当金について)		
S社債権((1)の事項)	0	
T社債権((2)の事項)		90,500,000
一括評価金銭債権((3)の事項)	5,736,000	
貸倒実績率	0.0107	
繰入限度額 (一括評価分)	53,714,000	
法人税額の計算		
課税所得金額		3,781,550,000
法 人 税 額		1,134,465,000
所得税額控除額		2,470,000
中間申告分の法人税額		485,000,000
納付すべき法人税額		646,995,000

## 第2問 答案用紙<3>

### (租税法)

#### 問題2

	問1 個人に貸し付ける場合		問2 法人に貸し付ける場合	
	甲	乙	甲	法人
所得金額	0 万円	700 万円	200 万円	500 万円

#### 問題3

問1 課税標準額及び課税標準額に対する消費税額

(1) 課税標準額(千円未満切捨て) 1,208,325,000 円

(2) 課税標準額に対する消費税額 48,333,000 円

問2 当課税期間における課税売上割合

(a) 1,223,791,600 円

課税売上割合 =  $\frac{\text{課税売上}}{\text{課税標準額} + \text{消費税額}}$

(a) 1,223,791,600 円 + (b) 556,626 円

0.9995453 (小数点以下第7位未満切捨て)

問3 当課税期間における控除対象仕入税額 36,254,968 円

問4 売上げに係る対価の返還等に係る消費税額 515,476 円

問5 当課税期間における納付すべき消費税額(百円未満切捨て) 5,058,500 円